

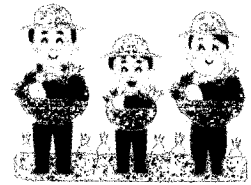
平川市農業委員会委員と

農地利用最適化推進委員を募集いたします！



平川市では、令和7年3月31日で任期満了となる、平川市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員を募集します。

自薦、他薦により候補者に応募できますので、農業に精通した方は以下要項により奮って、ご応募ください。



	農業委員会委員募集要項	農地利用最適化推進委員募集要項
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方。
定数	19人	8人
応募資格	次のいずれかに該当する方は、委員となることはできません。 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方 ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ※①、②の欠格事由については、応募後に調査確認をさせていただきます。	
応募方法	・自薦、または他薦(※1「区域推薦」または※2「農業者が組織する団体等の推薦」)によります。 ※1「区域推薦」とは、別表の当該区域に住所を有する農業者等3人以上の連名による推薦をいいます。 ※2「農業者が組織する団体等」とは、平川市において農業者で組織する団体で規約または定款があり、代表者が決定している団体および町会をいいます。 ・規定の様式(第1号、第2号、第3号のいずれかと同意書)に記入の上、持参または郵送により下記申込先に提出してください。 ・様式は、農林課農政係及び農業委員会事務局にあるほか、市ホームページに掲載しています。	
応募受付期間	令和6年11月6日(水)～令和6年12月5日(木) 必着	
選任及び委嘱の方法	平川市農業委員会委員選考委員会により、候補者を選考し、市議会の同意を得て、市長が任命します。 ※ただし、選考にあたっては、法律の規定等により、次のとおり配慮します。 ・農業委員会の所掌する事務について、利害の無い人が含まれるようにします。 ・年齢及び性別に著しい偏りが生じないようにします。 ・委員数が、地区毎に偏りがないようにします。	平川市農地利用最適化推進委員選考委員会により候補者を選考し、市農業委員会が委嘱します。 ※ただし、選考にあたっては、農業委員会の農地台帳の農業者数、農地面積その他の事情を考慮し、区域の委員数に偏りが無いよう配慮します。 ※農業委員会委員と両方応募できますが、兼務することはできません。 
主な役割	①農地の権利移動等の申請の許可、決定等の審査のため、委員会の会議に出席 ②農地利用最適化推進委員と連携し遊休農地の発生防止・解消の推進、担い手への農地集積の推進、新規就農の支援をするため、指針の作成等 ③農地中間管理機構との連携	農地利用最適化の推進活動 ①農地の権利移動等の申請地の現地確認や推進委員としての意見提出 ②遊休農地の発生防止・解消に向けた農地パトロールや、農地所有者等への働きかけ ③担い手への農地集積を推進するため、農地の貸し手や借り手の掘り起こし活動
任期	3年間(令和7年4月1日～令和10年3月31日)	
問い合わせ申し込み先	〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6 平川市経済部農林課農政係 本庁舎3階18番窓口 ☎0172-55-5898(直通) ☎0172-44-1111(内線1443)	〒036-0104 平川市柏木町藤山25-6 平川市農業委員会事務局 本庁舎3階17番窓口 ☎0172-55-5396(直通) ☎0172-44-1111(内線1421)